

令和4年6月13日

各協同組合 各代表者 様

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
センター長 南 龍 男

大阪労働局委託事業「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革
推進支援事業」利用案内リーフレットの配布について（依頼）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和元年度から引き続き、今年度も厚生労働省大阪労働局の委託事業「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」を大阪府社会保険労務士会が受託し、本年4月1日から大阪市北区天満2-1-30に所在する大阪府社会保険労務士会館に「大阪働き方推進支援・賃金相談センター」を開設しています。

当センターでは、事業者からの「時間外労働の削減に向けた生産性の向上の支援」「正規雇用労働者（無期雇用フルタイム）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現」「生産性向上による賃金の引上げ」「最低賃金引き上げに向けた環境の整備」「人手不足の解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善」への対応についての来館相談、電話相談、メール相談、事業所からの専門家（社会保険労務士）の派遣要請に無料で対応しております。

働き方改革に取り組む事業所の皆様方には、強力なサポートとなる事業でございます。

また、昨今のテレワークや助成金を含む「新型コロナウイルス関連の労働相談」にも応じています。

つきましては、当事業の令和4年度版案内リーフレットを送付させていただきますので、当センターご活用の程お願い申し上げます。

なお、当リーフレットが不足する場合は、当センター事務局にご連絡（電話06-4792-8205 担当 ^{ましの}岸野）いただけましたら、すぐに必要部数送付させていただきます。

謹白